

公益社団法人南魚沼シルバー人材センター

家族会員会費割引運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人南魚沼シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第5条第1号に定める正会員のうち、夫婦又は兄弟姉妹等の家族が複数人で会員登録している場合において、当該家族会員のうち一人の会員に係る会費を会員会費規程第3条第4項の規定により免除することについて、必要な事項を規定することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において家族とは、同一世帯において生計を一にする夫婦（事実上の婚姻関係を含む。）、兄弟姉妹又は親子をいう。

(会費の免除)

第3条 次の各号の一に該当するときは、当該家族のうち、一人の会員に係る当該年度の会費を免除することができる。ただし、当該家族のいずれか又は全員がプラチナ会員となった場合を除く。

- (1) 家族が複数人で入会している場合
- (2) すでに入会している会員の家族が新規に入会する場合
- (3) 家族が同時に新規に入会する場合

(免除申請)

第4条 前条の規定による会費の免除を希望する者は、家族会員会費割引申請書（別紙様式）を入会後すみやかに提出するものとする。

2 前項の規定に基づく申請書が提出されたときは、理事長において承認又は不承認の決定を行い、当該決定を申請者本人に通知するとともに理事会に報告するものとする。

(承認の解除)

第5条 センターは、前条第2項の承認を受けた会員が第3条の要件を欠く状態である事実を認識したときは、前条第2項の承認を解除するものとする。

2 年度途中で前項の解除がなされたときは、すでに免除された当該年度の会費は追納することを要しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月30日から施行する。
- 2 この規程の施行日において第3条第1号に該当する会員は、施行日から3か月以内に第4条の申請を行うことにより、4月1日に遡って会費を免除することができる。この場合において、すでに納入した当該年度の会費は、返還するものとする。